



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年6月17日
観光庁

全国を対象とした観光需要喚起策の実施について

6月中の感染状況を見極めた上で、全国を対象とした需要喚起策を7月前半より実施しますので、お知らせします。

- ・ 6月中の感染状況を見極めた上で、感染状況の改善が確認できれば、7月前半より、全国を対象とした観光需要喚起策を実施します。
- ・ 実施に際しては、都道府県と協議を行い、感染状況等を踏まえて実施を希望しない都道府県から申し出があれば、当該都道府県を目的地とする旅行を支援対象から除外することとします。
- ・ また、旅行需要の分散、地方への観光に対する配慮の観点から、割引率・割引上限額等を新たに設定いたします(詳細は別紙参照)。
- ・ 今後の観光需要喚起策については、感染状況や観光需要の動向等を踏まえて臨機応変に対応していくこととし、今般の措置の実施期間は、当面8月末まで(最繁忙期は除外)とします。
- ・ なお、現在実施中のいわゆる県民割の期間は、令和4年7月14日宿泊分(7月15日チェックアウト分)まで延長いたします。

【問い合わせ先】

観光庁

担当：杉田：03-5253-8329

清水：03-5253-8329

荒井：03-5253-8328